

古い空き家の解体に 補助金ができます

最大50万円の補助



お問い合わせ

田原本町産業建設部まちづくり建設課 都市計画係

☎0744-34-2085

※内容等は裏面若しくはQRコードで





制度の概要

危険な空家等の除却を促進し、町民の安全・安心と居住環境の向上を図るため、それらの空家等の除却工事に要する費用について、予算の範囲内においてその一部を補助します。

老朽危険空家等に関する補助制度

対象者

- ・補助対象空家等を除却することに正当な権限を持つ者であること(法人は除く)
- ・この要綱による補助金の交付を受けていない者であること
- ・本人が町税等を滞納していないこと
- ・本人が生活保護法による保護を受けていないこと
- ・本人が暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

補助の条件

- ①町内に存する主に居住用として使用されていた空家等(木造、鉄骨造のみ)
※空家とは、おおむね1年以上使用がされていない建築物
 - ②過去に町が実施する住宅の耐震化に関する補助金等の交付を受けていない空家等
 - ③老朽危険空家等と判定された空家等のうち、次のいずれかに該当するものであること
 - ア 老朽危険度判定基準による各評点の合計が100点以上である住宅
 - イ アに掲げるもののほか、町長が特に必要であると認めるもの
- ※補助率 80%(上限50万円)

対象工事

- ・補助対象空家等を含む一筆の土地に存する建築物(基礎を含む)を全て除却する工事であること
- ・次のいずれかに該当する者に発注すること
 - ア、建設業法(昭和24年法第100号)第3条の規定による許可を受けた建設業者
 - イ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21規定の登録をうけた解体業者
- ・補助金の交付の決定を受けた日に属する年度の2月末日までに終了し、実績報告できる工事であること
- ※その他別に要件がありますので担当課にご相談ください

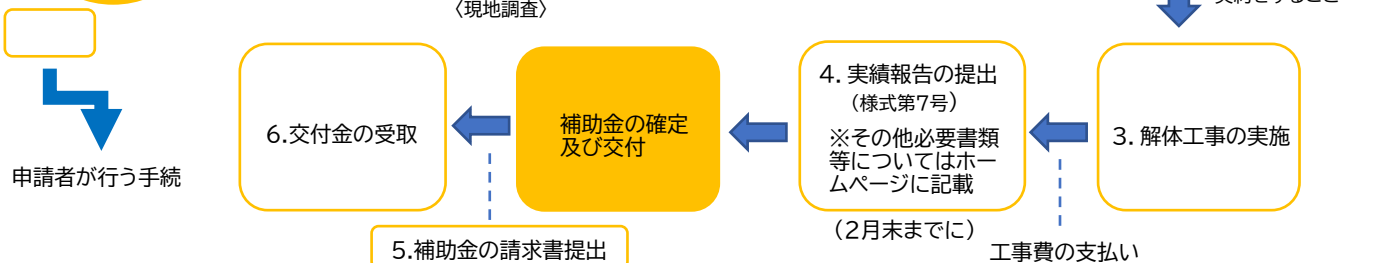
申請期間

当年度受付開始日から11月30日(月)まで(土、日、祝日、年末は除く)

- ・予算が無くなり次第終了します。
- ・令和9年2月12日(金)までに解体工事を終了し、実績報告の提出してください。

必ず事前相談を行い、空家等の事前調査を行います。

申請方法



お問い合わせ先

田原本町まちづくり建設課 都市計画係 TEL:0744-34-2085



特定既存住宅(耐震性の低い住宅)に関する補助制度

対象者

- ・補助対象空家等を除却することに正当な権限を持つ者であること(法人は除く)
- ・この要綱による補助金の交付を受けていない者であること
- ・本人が町税等を滞納していないこと
- ・本人が生活保護法による保護を受けていないこと
- ・本人が暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと

補助の条件

- ①町内に存する主に居住用として使用されていた又は使用されている住宅のうち、
昭和56年5月31日以前に着工された住宅であって、以下のいずれかに該当するもの。
- ア 耐震診断結果が0.7未満と診断された住宅
 - イ 簡易な耐震診断調査票(セルフチェック)の結果、倒壊の危険があると判断された住宅
- ※補助率 23%(上限50万円)

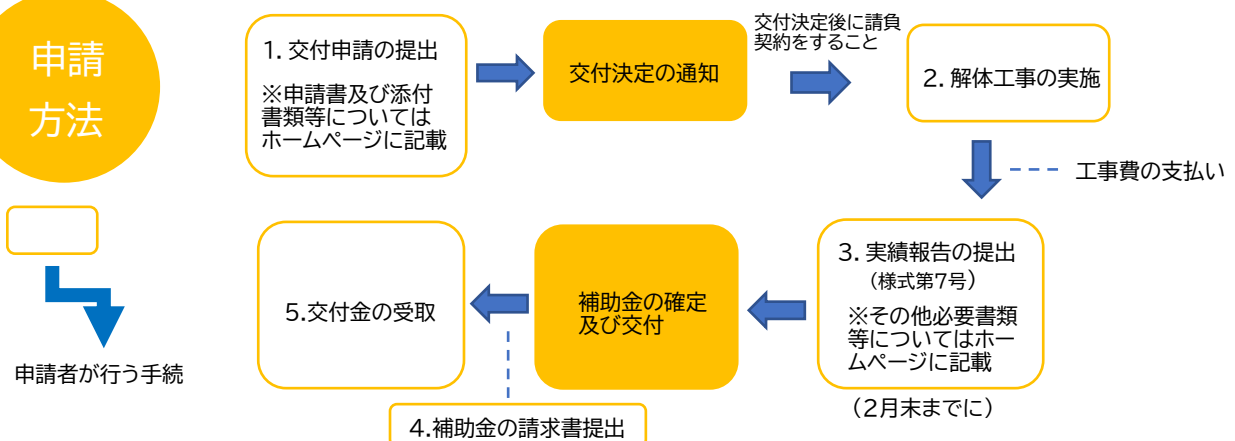
対象工事

- ・補助対象空家等を含む一筆の土地に存する建築物(基礎を含む)を全て除却する工事であること
 - ・次のいずれかに該当する者に発注すること
 - ア、建設業法(昭和24年法第100号)第3条の規定による許可を受けた建設業者
 - イ、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21規定の登録をうけた解体業者
 - ・補助金の交付の決定を受けた日に属する年度の2月末日までに終了し、実績報告できる工事であること
- ※その他別に要件がありますので担当課にご相談ください

申請期間

- 令和8年5月11日(月)~同月25日(月)
※募集件数に達しない場合は11月30日(月)まで先着順
- ・予算が無くなり次第終了します。
 - ・令和9年2月12日(金)までに解体工事を終了し、実績報告の提出してください。

申請方法



お問い合わせ先

田原本町まちづくり建設課 都市計画係 TEL:0744-34-2085